

# 食品安全委員会第 467 回会合議事録

1. 日時 平成 25 年 3 月 18 日（月） 14：00～15：53

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する  
リスク管理機関からの説明について

・添加物 2 案件

亜塩素酸ナトリウム

食品、添加物等の規格基準の改正について

①「亜塩素酸水」、「亜塩素酸ナトリウム」及び「水素イオン  
度調整剤として用いる塩酸」に係る「生食用鮮魚介類」、「生  
食用かき」及び「冷凍食品」の加工基準の改正

②「亜塩素酸水」及び「亜塩素酸ナトリウム」に係る「包装容器  
詰加圧加熱殺菌食品」の製造基準の改正

(厚生労働省からの説明)

・農薬 6 品目（全てポジティブリスト制度関連）（一括削除）

①アニロホス

②ジクロフェンチオン

③バミドチオン

④ピリダフェンチオン

⑤ミルネブ

⑥メタゾール

(厚生労働省からの説明)

・動物用医薬品 1 品目（ポジティブリスト制度関連）（一括削除）

アクロミド

(厚生労働省からの説明)

・農薬 16 品目（全てポジティブリスト制度関連）

①アイオキシニール

②イプロジオン

③エテホン

④オキサミル

⑤カルフェントラゾンエチル

⑥クロリダゾン

⑦ジクロルプロップ

⑧ジクワット

⑨ターバシル

⑩ピリミホスメチル

⑪フルシトリネート

⑫プロフェノホス

⑬ホルクロルフェニューロン

⑭メタミトロン

⑮メチダチオン

⑯レナシル

- ・農薬及び動物用医薬品 1品目（ポジティブリスト制度関連）

ダイアジノン

（厚生労働省からの説明）

- ・動物用医薬品 1品目（ポジティブリスト制度関連）

フルアズロン

（厚生労働省からの説明）

- ・動物用医薬品及び飼料添加物 2品目（全てポジティブリスト制度関連）

①ハロフジノン

②ラサロシド

（厚生労働省からの説明）

- ・農薬 2品目（全てポジティブリスト制度関連及び飼料中の残留農薬基準関連）

①ジクワット

②ピリミホスメチル

（農林水産省からの説明）

- ・遺伝子組換え食品等 1品目（評価要請の取下げ）

アミロピクチンジャガイモ AM04-1020 系統

（厚生労働省及び農林水産省からの説明）

（2）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢－粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン（“京都微研”カーフウイン6）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「シエノピラフェン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フロニカミド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「アラクロール」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全評価が終了した 22 品種は除く。）」に係る食品健康影響評価について

（4）食品安全委員会専門調査会運営規程等の一部改正について

(5) その他

#### 4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 森口基準審査課長

(事務局)

姫田事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、磯部評価課長

新本情報・緊急時対応課長、北池勧告広報課長、篠原リスクコミュニケーション官

前田評価調整官

#### 5. 配付資料

資料 1-1 食品健康影響評価について

資料 1-2 「亜塩素酸ナトリウム」の規格基準の改正に関する食品健康影響評価について

資料 1-3 生食用鮮魚介類、生食用かき及び冷凍食品の加工基準並びに容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造基準の改正について（製造・加工時に亜塩素酸水、亜塩素酸ナトリウム及び水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸の使用を認める件）

資料 1-4 農薬等 7 品目の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

資料 1-5 「アイオキシニル」「イプロジオン」「エテホン」「オキサミル」「カルフェントラゾネチル」「クロリダゾン」「ジクロルプロップ」「ジクロワット」「ターバシル」「ピリミホスチメル」「フルシトリネート」「プロフェノホス」「ホルクロルフェニユロン」「メタミトロン」「メチダチオン」「レナシル」「ダイアジノン」「フルアズロン」「ハロフジノン」及び「ラサロシド」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

資料 1-6 「ジクワット」及び「ピリミホスチメル」の食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく食品健康影響評価について

資料 1-7 食品健康影響評価の取下げについて〈厚生労働大臣からの通知〉

資料 1-8 食品健康影響評価の取下げについて〈農林水産大臣からの通知〉

資料 2 動物用医薬品専門調査会における審議結果について〈「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 R S ウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン（“京都微研”

カーフウィン6) )

資料3-1 農薬評価書(案) シエノプラフェン(第5版)

資料3-2 農薬評価書(案) フロミカミド(第5版)

資料3-3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈アラクルール〉

資料3-4 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホリネート耐性トウモロコシ 1507 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全評価が終了した 22 品種は除く。)〉

資料 4 食品安全委員会専門調査会運営規程等の一部改正(平成 25 年 3 月 日食品安全委員会決定)(案)について

## 6. 議事内容

○熊谷委員長 ただ今から「第 467 回食品安全委員会会合」を開催します。

本日は 7 名の委員が出席です。また、厚生労働省から森口基準審査課長、農林水産省から池田畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にあります食品安全委員会議事次第に従いまして本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料 14 点ございます。まず資料 1-1 がリスク管理機関からの評価要請書でございます。その関連資料として、資料 1-2 から資料 1-8 までございます。資料 2 が動物用医薬品専門調査会における審議結果について。それから、資料 3-1 と資料 3-2 が農薬の評価書(案)でございます。それから、資料 3-3 が農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について。それから、資料 3-4 が遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について。資料 4 が専門調査会運営規程等の一部改正についてでございます。

不足等ございませんでしょうか。

○熊谷委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○井原総務課長 事務局におきまして、平成 24 年 7 月 2 日の委員会資料 1 の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして同委員会決定に規定する事項に該当する委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
---

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 1-1 にありますとおり、厚生労働大臣から 3 月 8 日付で添加物 2 案件、3 月 12 日付で農薬 22 品目、農薬及び動物用医薬品 1 品目、動物用医薬品 2 品目、動物用医薬品及び飼料添加物 2 品目につきまして、それから農林水産大臣から 3 月 12 日付で農薬 2 品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。また、厚生労働大臣及び農林水産大臣から、3 月 13 日付で遺伝子組換え食品等 1 品目の食品健康影響評価要請の、こちらは取下げがありました。

それでは、まず厚生労働省からの評価要請事項のうち、添加物「亜塩素酸ナトリウム」について厚生労働省の森口課長から説明をお願いします。

○森口基準審査課長 それでは、説明させていただきます。資料 1-2 をお手元に御用意お願いいたします。今回「亜塩素酸ナトリウム」の規格基準のうち、使用基準の改正につきまして事業者から要請がございまして、その検討を開始するに当たり、食品健康影響評価を御依頼するものでございます。

「亜塩素酸ナトリウム」、ここにありますように、漂白剤、殺菌剤として使用されているものでして、日本では昭和 38 年 7 月に指定された非常に古い添加物でございます。当初は漂白目的で使われていたものでございますが、その後平成 7 年、成分概要の欄にございますように、平成 7 年、17 年、22 年に使用基準が改正されて、使える食品が増えてきているというものでございます。海外でも米国とカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、オーストラリアが 2 つありますね。すみません、1 つ消してください。いろいろな食品に殺菌剤又は漂白剤として使われるものでございます。

めくっていただきまして、3 ページ目に使用基準の改正案がございまして、上に表がございまして、表で説明しますと、当初昭和 38 年の当初は果実類のうちのさくらんぼ、ぶどう、もも、

それから野菜類のふき、この4つの食品だけが対象になっておりまして、使用目的としては漂白、つまりきれいにして、その後お菓子の原材料にしたり、ふきだと煮物にしたりと色を付けておいしく食べられるようにというような目的で使われていたものでございます。平成7年にかんきつ類果皮、生食用野菜類、それから卵殻の使用が追加になっています。生食用野菜類と卵殻については殺菌目的での使用ということで、上限量として 0.50 g/kg の浸漬液を用いるという基準になっています。

17年と22年の改正はいずれもかすのこの加工品というのが現在ありますけれども、これを追加すると、17年はかすのこの調味したもの、22年は塩蔵品ということで最終的にはかすのこの加工品という使用基準になっています。

今回の改正内容でございますけれども、改正後の欄の下線を引いてある食品、果実類、野菜類、鮮魚介類、食肉、食肉製品について、いずれも殺菌目的での、殺菌料としての使用を認めていただきたいということで要請があったものでございます。

下に、使用基準、告示の文面、見え消しで書いてあって場所が動いたりして見えにくいのですが、この上の新旧を見え消しで書くところなふうに告示の文面は変わるということでございます。

前のページに戻りまして2ページ目でございますけれども、摂取量の推計のほうでございますが、全ての食品に検出限界値の、2つ目の※にありますけれども、食肉類で5 ppm、それ以外は1 ppmという検出限界まで、残存していたとしてもADI上は問題ないだろうというふうに私ども評価、計算しております。

この「亜塩素酸ナトリウム」については使用基準改正の際に2回こちらのほうでも評価を既にいただいている成分でございます。

今回この使用基準の改正につきまして食品安全委員会のほうで評価いただきましたら、私どもも必要な改正作業を進めていきたいというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

**○熊谷委員長** ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問ありましたらお願いします。

**○村田委員** 1つ教えてください。この使用基準（案）の比較のところにありますけれども、残存基準が最終食品の完成前に分解し、又は除去することということで問題ないと思うのですけれども、使用量の最大限度というところがこの表を見ますと現行が 0.50 g/kg とありまして、改正後は 1.20 g/kg と変わっているみたいですが、この辺についてちょっと説明していただけますでしょうか。

**○森口基準審査課長** すみません、ありがとうございます。ちょっと説明漏れていました。殺菌の効果を見るときに当たって、もう少し高めの濃度で使ったほうがより殺菌効果が強く出るということで、併せて殺菌濃度の上限量も上げていただきたいという要請がございまして、今回こういう改正案にさせていただいております。

○熊谷委員長 ほかに御質問・御意見ありますか。山添委員。

○山添委員 今回の改正に当たってもこの「亜塩素酸ナトリウム」の使用というのは最終食品の完成前には分解又は除去しなければならないという規定が適用されるというふうに考えられるわけですが、ここで言う、もう一度確認になるのですけれども、分解ということは何を指すのか、これが何らか新しい物質ができるということを意味しているのかどうかという点についてはいかがでしょうか。ちょっと御説明をお願いします。

○森口基準審査課長 現実問題として塩素系の化合物、水溶液中でも非常に不安定で勝手にある程度分解したり、最終的には塩素になったりするかと思えますけれども。積極的に使用基準を守るために分解剤を加えるとかそういうことはしておりませんで、よく洗い流していただくというのが実際に私ども使用基準の遵守ということで事業者にも指導して求めている内容でございます。

○山添委員 基本的には除去されるというふうなことで理解していいですね。

○森口基準審査課長 はい、そのとおりでございます。

○熊谷委員長 対象食品としまして食肉も含まれているようですけれども、それから恐らくきゅうりとかの浅漬けですか、そういったものもこのもの対象になるのでしょうか。

○森口基準審査課長 そういったものも、そうですね、まだちょっと昨年浅漬けの食中毒がございまして、大量調理施設マニュアル等で殺菌剤で認められたものについては追加等の措置をしましたが、これについて、そうですね、これも使えるのであれば使えるようになりますからそういう方向で考えたいというふうに思います。

それから、食肉ですけれども、生食用の殺菌料ということで考えているわけではございませんので、生食用食肉については加熱という加工基準を守っていただくというのは引き続き義務として残すということにしています。

○熊谷委員長 食材によっていろいろ複雑な構造をとっているものも恐らくあるので、水洗いで十分に除去できることの確認が結構注意深い確認が必要なんじゃないかなと思えますけれども。基本的にはこの検出限界値未満というのをクリアするように水で洗い流すという理解になりましょうか。

○森口基準審査課長 はい、そのとおりでございます。

○熊谷委員長 ほかに御意見あるいは御質問ありますか。

○姫田事務局長 委員長の今の確認ですけれども、要するに分解ということじゃなくて、水洗できちっと除去することを担保するという考え方でいいということですね。

○森口基準審査課長 はい、そうです。

○熊谷委員長 それでは、ほかに御意見・御質問ありませんか。

それでは、ただ今御説明いただきました「亜塩素酸ナトリウム」につきましては食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成 21 年 10 月 8 日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たり、新たな科学的知見に該当する可能性のある資料が提出されましたので、同委員会決定の 1 の（2）の規定により、担当の山添委員から本件に関し、先ほどの厚生労働省からの説明、既存の評価結果に影響が及ぶかどうか等について御説明いただけますでしょうか。

○山添委員 ただ今厚生労働省から御説明をいただきました資料 1－2 には記載がございませんが、厚生労働省より新たな科学的知見に該当する可能性のあるものとして、体内動態試験及び毒性試験に係る成績並びに摂取量推計についての資料が提出されております。これらについてその内容を確認させていただきました。これらの記載内容につきましては、既存の評価結果に影響を及ぼすものではなく、また既に知見については既に前回のときに評価書に記載をされており、追記をする必要のないものであるというふうに判断をいたしました。

また、ただ今厚生労働省から御説明を頂きました限りにおきまして、「亜塩素酸ナトリウム」の使用基準を変更したとしても、当該添加物は最終食品の完成前に分解又は除去しなければならないというふうにされております。このことから、同添加物の分解により新たな物質が生成されることがないことを前提とする限りにおいて、同添加物を改正後の使用基準にのっとり使用したとしても、人の健康に悪影響を及ぼすおそれは認められないということであります。

なお、仮に対象食品全てに「亜塩素酸ナトリウム」が使われ、それら全てが検出限界値までに仮に残留したとしても、「亜塩素酸ナトリウム」の暴露量は、先ほど御説明にありましたように、ADI の範囲内で、人の健康に影響を及ぼすおそれはないというふうに考えられます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の山添委員の御説明によりますと、今回提出されました科学的知見を考慮しても、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められず、専門調査会における調査審議を経ることなく、委員会において評価対象を評価するという事としてよろしいでしょうか。



(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、今回の諮問内容であります「亜塩素酸ナトリウム」の使用基準の変更につきましては、先ほどの厚生労働省の説明、それから山添委員の説明によりますと、改正後の使用基準においても当該添加物は最終食品の完成前に分解あるいは除去しなければならないというふうにされており、同添加物の分解により新たな物質が生成されることはないということを前提とする限りにおいては、同添加物を改正後の使用基準にのっとり使用したとしても、人の健康に悪影響を及ぼすおそれは認められず、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると考えられますが、よろしいでしょうか。

また、今回提出されました科学的知見につきましては評価書に追記しないということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 はい。それでは、事務局は手続きをお願いします。

続きまして、厚生労働省からの添加物に係る評価要請事項のうち、食品、添加物等の規格基準の「生食用鮮魚介類等」の加工基準及び、「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」の製造基準につきまして、厚生労働省の森口課長から説明をお願いします。

○森口基準審査課長 それでは、説明させていただきます。資料 1－3 をお手元をお願いいたします。

今回幾つかの塩素系殺菌剤を「生食用鮮魚介類」、「生食用かき」、それから「冷凍食品」のうち生食用鮮魚介類、それと「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」に使えるようにしたいと。また、その効果を高めるための塩酸を使えるようにしたいという要請が事業者等からございまして、その改正に当たりましてこちらに評価要請をさせていただくものでございます。

概要のところでございますけれども、食品衛生法では添加物の使用につきましては添加物としての指定、それから使用基準ということで安全性と必要性から縛っているわけでございますけれども、そのほかに添加物じゃなくて食品の部で個別食品ごとに製造工程、製造基準とか加工基準の中で使える添加物の範囲を幾つか縛っているものがございます。今回御説明します 4 つのものにつきましては、従来から使えるものが非常に縛られている。というのは、こういうものについては基本的には生鮮食品とかについては添加物などを使うべきではないというのが基本的な考え方。それから、「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」というのは、これはオートクレームにかけちゃうわけですから殺菌剤を使わなくても十分無菌になるというようなことで、殺菌剤的なものの使用は基本的に余り認めなかった。逆に不衛生なものがそういうことで、例えば生鮮食品として食べられるのを避けるというようなこともあって、きちんと作りなさいということで今まで哲学的にはあったのだと思いますけれども。

その中で次のページ、裏面ですか、現行のところにありますように、ただそうは言っても次亜塩素酸ナトリウムだけは使っていないよと、非常に古い殺菌料であります次亜塩素酸ナトリウムだけは殺菌料として使っていないよというような形になってございました。現行の欄にありますように、化学的合成品たる添加物のうち次亜塩素酸ナトリウムだけは使えると、ほかの化学的合成品は使えない、あと天然添加物は使えるような形に今現在なっています。

前のページに戻りまして、こういった形で今現在食品の側から添加物の使用について、添加物の使用基準上は使えても、食品の側の基準として使えないというふうになっています。

2つ目の○にあります、この中で亜塩素酸水、これは今年の2月1日に食品安全委員会の評価を受けて添加物として指定したものでございますけれども、使用基準上は対象食品について縛りは特になかったという形で添加物として指定しています。亜塩素酸で幾つか使える対象食品、精米、豆類、野菜類、果実類と鮮魚介類、食肉、食肉製品と幾つか規定は使用基準上はあるのですが、こちらの食品の側が使えないという形になっているというような状況になっています。

さらに、塩酸については、これは次亜塩素酸ナトリウムと混合することによって非常に殺菌力が上がる。次亜塩素酸ナトリウム  $\text{HClO}$  という化学式ですけれども、水中ではアルカリ性なものですから、水素イオンと次亜塩素酸イオン、 $\text{ClO}^-$ に分かれてしまいます。これを酸性にしますと水中で次亜塩素酸分子として  $\text{HClO}$  の形になります。そうすると非常に殺菌力が、その分子の形の方がイオン形よりも非常に殺菌力が上がるということで、多くの食品製造の現場では殺菌剤として使うときに pH を酸性側に傾けて使うということが行われているわけですけれども、鮮魚介類関係では塩酸の使用が認められていないということで、非常に効力の弱いような状態で使わざるを得ないというような状況がございます。

こういったことについて改善する、より殺菌効果をしっかり出す。それから、ほかの殺菌料も使えるようにしたいということで、これら4つの食品群につきまして亜塩素酸水の使用を認めるというような改正を考えているものでございます。

また、先ほどの議題でご議論いただきました亜塩素酸ナトリウムについても併せてこちらのものについても認めるようなことで、先ほどの使用基準の中にもありますけれども、改正を考えているものでございます。

また、裏面の新旧の方ですけれども、改正案の方ですが、現在次亜塩素酸ナトリウムしかないものにつきまして、亜塩素酸水、亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水とそれから塩酸を鮮魚介類については追加すると。かきについても同じです。「冷凍食品」の冷凍の生食用鮮魚介類についても同様。

「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」は塩酸は特に使用しないというふうに業界からは聞いていますので、入れておりません。

それから、この資料で一部修正ございまして、この新旧の下に23年3月4日と書いてありますが、これは3月4日は評価依頼の日でございまして、3月10日にこの親委員会で御説明させていただきまして、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない、次亜塩素酸水についてですね、は既にこちらで一度御説明させていただきましてそういう評価回答を、答申を3月10日付で頂い

ております。ただ、ちょっと3月10日に頂いてもう2年経ちますが、まだその改正作業ができていないものですから、現行の方ですね、まだ次亜塩素酸水が加わっていないという形で、今回残りの亜塩素酸ナトリウムと併せて次亜塩素酸水、それから後は塩酸も併せて改正していきたいというふうに思っております。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

すみません、もう1つ資料の修正ございました。失礼いたしました。1ページ目の1の概要の2つ目の○でございます。2行目で、亜塩素酸水について、使用基準に対象食品は定められていないと書いてありますが、先ほど説明したように定められております。精米とか豆類、野菜、果実、海藻、鮮魚介類、食肉、食肉製品、牛肉製品といったものが対象食品に定められております。「使用基準には対象食品は定められていないもの、」というところまでを消していただきまして、「添加物として指定されているが、生食用鮮魚介類の加工基準において」使用してはならないという形に資料を修正させていただきます。すみません。失礼いたしました。

**○熊谷委員長** それでは、今も含めて、ただ今頂きました御説明につきまして御意見あるいは御質問ありましたらお願いします。村田委員。

**○村田委員** このものも最終食品の完成前に除去、分解云々と書いてありますので問題ないと思いますし、殺菌力を強めるというようなお話でしたので、安全にはかえっていいのだろうなどは思いますけれども。ちょっと質問したいのは2点ございまして、1点目が、4つあるうちの最後の「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」ということですが、これは先ほどおっしゃられたとおり、これ加熱殺菌してしまうのに何でこれを使うのが必要なのかということが1点。

それからもう1つは、これ酸性にするというのはとても殺菌力が上がっていいと思うのですが、作業上は余り酸性にすると今度塩素が出てきて、作業現場ではちょっと危険な気がしますので、その辺の管理上はどうなっているのかを教えていただければと思います。

**○森口基準審査課長** 「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」、これはできあがった、例えばレトルトパウチのカレーとかああいったたぐいの食品だと思いますけれども、もちろんその工程で最終的にはなりますけれども、きれいな原材料からなるべく作るということで、衛生的に製造する過程で原材料を処理するかそういう過程で使っていただくということでこの「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」でも殺菌料の使用を認めているということです。

それから、pH的には塩酸入れていきますと次亜塩素酸イオンが次亜塩素酸分子に変わるわけですが、pH7とか6ぐらいでかなり分子の方が増えてきますので、そんな強酸性とかにはしなくていいです。強酸性にしますと、先ほど委員おっしゃられたように、分解して塩素ガスが出てきちゃうというようなこともございますので、むしろ普通の次亜塩素酸ですとはるかにアルカリ側、pH10とかぐらいで、かえって皮膚刺激性がありますけれども、そういうのがないpH域で作業ができるというメリットがあります。

○村田委員 弱酸性ぐらいで使うと、そういうことですね。

○森口基準審査課長 はい、そういうふうに御理解いただければと思います。

○村田委員 分かりました。

○熊谷委員長 ほかに質問ありますか。

よろしいですか。

この場合も先ほどと同じように、例えば「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」の場合、原料主体だと思いますので、それを処理した後に水で十分流してということになりましょうか。

○森口基準審査課長 ええ、当然そういうふうになります。特に次亜塩素酸が残っていればカルキ臭というかプールのあの匂いですから食品としての価値もございませんので、十分洗っていただく必要が当然あるというふうに思います。

○熊谷委員長 分解あるいは中和というような事柄につきましても、先ほどと同じ理解でよろしいのですか。

○森口基準審査課長 そうですね。分解という具体的な方法はないかと思えます。十分洗っていただくのと、それから、塩酸の場合は中和ということになりますけれども、食品の通常の pH は 5～7 ぐらいですかね、通常の食品の pH になっているようにコントロールするということになります。

○熊谷委員長 新たに生成されるものもまずないだろうと、そういうことですかね。

○森口基準審査課長 これは当然処理するときは漬け置きするか、かけ水みたいな形でかけるという形になろうかと思えますけれども、いずれの分子も水溶液中でもイオンとして存在していますので、化合物として何か新しいものができるというようなことはないというふうに理解しています。

○熊谷委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 先ほどのと比較の話で出てますけれども、この場合には濃度的な何か規定というのはないのでしょうか。先ほどは 0.5 とか 1.2 g/kg というような濃度の規定があったと思うのですけれども。

○森口基準審査課長 亜塩素酸については 0.40 g/kg 以下、その漬け液についてですね、そうい

うのが添加物の方の使用基準としてございます。当然それはこういった食品に使うときも基準がかかります。次亜塩素酸水と塩酸についてはそういった使用量の制限規定は使用基準上ございませんが、余り濃い濃度をかけるとこれは食品痛んでしましまして使えませんが、適切に使われるというふうに思います。

○熊谷委員長 ほかによろしいですか。

それでは、ただ今御説明いただきました食品添加物等の規格基準の「生食用鮮魚介類等」の加工基準及び「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」の製造基準につきまして、担当の山添委員から御説明をお願いできますでしょうか。

○山添委員 ただ今厚生労働省の方から御説明いただきました。その内容をお伺いした限りにおきましては「生食用鮮魚介類」「生食用かき」及び「冷凍食品」の加工基準並びに「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」の製造基準の変更後においても添加物亜塩素酸水、亜塩素酸ナトリウム及び塩酸はそれぞれの使用基準において最終食品の完成前に分解、中和又は除去しなければならないというふうにされております。同添加物の分解により新たな物質が生成されることがないということを前提とする限りにおいて、これら添加物を改正後の規格基準にのっとり使用したとしても、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないというふうに考えます。

以上でございます。

○熊谷委員長 それでは、先ほどの厚生労働省、それから今の山添委員の説明によりますと、改正後の規格基準においてもこれらの添加物は最終食品の完成前に分解、中和又は除去しなければならないとされておまして、これらの添加物の分解又は中和によって新たな物質が生成されることがないということを前提とする限りにおいては、これらの添加物を改正後の規格基準にのっとり使用したとしても、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると考えられるということで、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、事務局は手続きをお願いします。

続きまして、農薬 6 品目及び動物用医薬品 1 品目の一括削除について、厚生労働省の森口課長から説明をお願いします。

○森口基準審査課長 それでは、説明させていただきます。資料 1 - 4 をお手元に御用意をお願いいたします。

我が国では、先生方御承知のとおり、平成 18 年、2006 年より農薬、動物用医薬品、飼料添加物

の残留につきまして、ポジティブリスト制度で規制をしているところでございます。この規制制度導入の際に、コーデックス基準、それから米国等の5か国地域の基準値を参照して、758の農薬等に暫定基準を作っております。この暫定基準については科学的データに基づき評価を受けていませんから順次評価を受けるという作業をしてきているところでございまして、今日もこの次の議題で大分たくさん評価依頼させていただきますけれども、制度開始から7年たちまして、確認したところ、昨年も24品目世界的に使われていないということで一括削除の手続きをとらせていただきましたけれども、さらに7品目について国内での登録承認がもう既になかったり失効している。それから、暫定基準を設定する際に参照した国において既に基準値が削除されているということが判明したものがあまして、それについて削除させていただくものでございます。

そのリストは裏面にあります7剤でございます。1番目から5番目が国内にかつて登録があった剤でございますけれども、既に国内登録がなくなっているというものでございます。暫定基準を設定する際には登録保留基準、これは当時ネガティブリスト時代に厚生労働省の食品の残留基準としては安全上必要なものだけ暫定基準を作り、それ以外については環境省の方で適正に使ったときに作物にこれぐらいしか残らないように使いなさいということで作物ごとに登録保留基準というのを作っておったのですけれども、その登録保留基準を暫定基準として準用した暫定基準が作られていたわけですが、国内の農薬登録が既になくなっていきますので、登録保留基準を準用した暫定基準を置くこと自体にもう意味がないということで削除させていただきたいというものです。

それから後、ダブリますが、3番目はEUの方でも基準値がございましたが、これについてはEUで既に使われていないということが確認とれております。

それから、6番目についてはオーストラリアでたまねぎだけ暫定基準です。1作物しか今基準値がないのですけれども、そのたまねぎへの適用が既になくなっていく。8剤目については米国で鶏の残留基準、動物用医薬品として鶏の残留基準を作ったわけでございますが、それがもう既に承認がなくなっているということで、いずれについても削除させていただきたいというふうに考えているものでございます。

今回につきましては、1ページ目に戻っていただきまして、今後の方針でございますけれども、評価を受けた後、一括削除について私どもの方の審議会等の手続きを進めていきたいというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

**○熊谷委員長** ただ今の説明の内容につきまして、御質問あるいは御意見ありましたらお願いします。

これはもうほとんど使われていないという、要するにそういうことの理解でよろしいですか。

**○森口基準審査課長** はい、在京の大使館63か国地域に対してこの剤の使用の有無等を確認したところ、いずれの国からも使用があるという報告がなかったということでございます。

○熊谷委員長 それでは、ほかに御意見・御質問ありますか。

それでは、ただ今の厚生労働省からの説明をお聞きした限りにおいては、7品目については国内の登録承認がない、又は失効していること、国外においても基準値の設定がされていない、JMPRやJECFAにおける毒性評価が行われている成分はありますけれども、コーデックス基準もなく、また設定が見込めないことなどが確認できたということでもあります。

また、残留基準を削除した場合にも、一律基準の0.01ppmが適用されるということになっております。国内外において食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないということを前提とした場合に、当該残留基準の削除については食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると考えられますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、事務局はこれも手続きをお願いします。

○森口基準審査課長 すみません、ちょっと1点追加させてください。

3番目の剤であります「バミドチオン」でございますが、これは残留基準だけでなく本基準も現在作られておりますけれども、本基準も併せて私ども削除したいと、それによってより厳しい0.01ppmという基準値が、一律基準が適用される形に、今は本基準みんなそれより大きい数値なのですけれども、本基準も残しておく必要がないものですから削除させていただきたいというふうを考えております。ちょっと説明飛ばしてしまいました。失礼しました。

○熊谷委員長 それについても、委員、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、そうしてください。

続きまして、農薬16品目、農薬及び動物用医薬品1品目、動物用医薬品1品目、並びに動物用医薬品及び飼料添加物2品目について、厚生労働省の森口課長から説明をお願いします。

○森口基準審査課長 それでは、資料1-5をお手元をお願いいたします。

今回ここ表紙にあります20剤につきまして、食品健康影響評価をお願いさせていただくものがございます。いずれもポジティブリスト制度導入時の残留基準につきまして見直しの評価依頼でございます。

めくっていただきまして、1剤目から順番にいきたいと思っております。

1剤目、「アイオキシニル」でございます。除草剤で、光合成経路中のD1タンパク質を阻害す

ることにより植物を枯れさせると考えられているものでございます。日本では登録ございまして、麦類、たまねぎ、にんにく等に適用があるというものでございます。JMPR の毒性評価なし、国際基準もなし、EU とオーストラリアに基準があるというものでございます。今回全部暫定基準見直しですので、食品安全委員会の評価は全部初回という形になります。

2 剤目、「イプロジオン」でございます。用途は殺菌剤でございます。ヒダントイン系の殺菌剤でございまして、日本の登録はかんきつ類、りんご、なし等でございます。JMPR がこれは ADI 評価しておりまして、0.06 mg/kg 体重/day、国際基準がアーモンド、ブラックベリー、たまねぎ等にあるというものでございます。5 か国地域いずれでも基準が作られています。

3 剤目、「エテホン」でございます。植物成長調整剤でございます。日本での登録は、なし、おうとう、かき等でございます。JMPR の評価では、ADI が 005 mg/kg 体重/day という評価、国際基準がりんご、大麦等に作られていて、ニュージーランドを除いて基準があるというものでございます。

4 剤目、「オキサミル」でございます。カーバメート系の殺虫剤でございます。日本ではばれいしょ、なす、ピーマン等に基準があるという品目でございます。JMPR の評価は ADI が 0.009 mg/kg 体重/day で、にんじん、綿実に国際基準があり、これもニュージーランド以外に基準があるというものでございます。

5 剤目、「カルフェントラゾンエチル」でございます。トリアジノン系の除草剤でございまして、日本では小麦、ばれいしょ、みかん等に登録がございます。JMPR の毒性評価なし、国際基準なしで、ニュージーランド以外に基準があるというものでございます。

6 剤目、「クロリダゾン」でございます。除草剤でございまして、1 剤目と同じように光合成経路中の D1 タンパク質を阻害することにより作用すると考えられているものでございます。日本ではてんさいだけ登録がございます。JMPR の評価なし、国際基準なし、EU とオーストラリアで基準があるというものでございます。

7 剤目、「ジクロルプロップ」でございます。除草剤でございます。日本の適用作物がりんご、なしでございます。JMPR の評価なし、国際基準なし、EU とオーストラリアに基準があるというものでございます。

8 剤目、「ジクワット」でございます。これも除草剤でございます。日本での登録はばれいしょ、果樹類等でございます。JMPR の評価がジクワットイオンとして ADI が 0.002 mg/kg 体重/day という評価、国際基準は大麦、米、小麦等に作られているということでございまして、5 か国地域いずれにも基準があるというものでございます。

9 剤目、「ターバシル」でございます。ピレスロイド系の殺虫剤。用途が間違っています、すみません。殺虫剤です。日本での登録はかんきつ類になります。JMPR の毒性評価なし、国際基準なし、諸外国では、米国、カナダ、オーストラリアに基準があるというものでございます。

10 剤目、「ピリミホスメチル」でございます。有機リン系の殺虫剤、又はダニ駆除剤としても使われるものでございます。日本ではキャベツ、カリフラワー、こまつな等に登録がございます。JMPR では、ADI が 0.03 mg/kg 体重/day という評価になっております。国際基準が穀類、乳等に



あり、諸外国ではカナダを除く4か国地域で基準があるというものでございます。

11 剤目、「フルシトリネート」でございませう。ピレスロイド系の殺虫剤でございませう。日本ではあずき、えだまめ、たまねぎ等に適用作物の登録がございませう。JMPR の評価は ADI が 0.02 mg/kg 体重/day、国際基準はなし、いずれの国地域にも基準がないというものでございませう。

12 剤目、「プロフェノホス」でございませう。有機リン系殺虫剤でございませう。日本での登録は茶、ばれいしょ、てんさい等でございませう。JMPR の評価は ADI が 0.03 mg/kg 体重/day、国際基準はマンゴー、茶、トマト等にあり、米国、EU、オーストラリアで基準があるというものでございませう。

13 剤目、「ホルクロルフェニユロン」でございませう。植物成長調整剤でございませう。日本ではぶどう、キウイフルーツ、かぼちゃ等に登録がございませう。JMPR の評価、国際基準ともになし、米国、オーストラリア、ニュージーランドで基準があるというものでございませう。

14 剤目、「メタミトロン」でございませう。除草剤でございませうして、植物の光合成過程のヒル反応を阻害することにより作用すると考えられるものでございませう。日本ではてんさいに登録がございませう。JMPR の毒性評価、国際基準ともになし、諸外国では EU にセロリ、てんさい等で基準がございませう。

15 剤目、「メチダチオン」でございませう。有機リン系の殺虫剤でございませう。日本ではみかん、かんきつ、小粒核果類等に適用がございませう。JMPR の毒性評価では、ADI が 0.001 mg/kg 体重/day という評価、国際基準がりんご、おうとう等にあり、ニュージーランドを除く4か国地域に基準があります。

16 剤目、「レナシル」でございませう。これもヒル反応を阻害することにより作用すると考えられる除草剤でございませう。日本の登録はてんさい、かんしょ、ほうれんそう等でございませう。JMPR の評価はなし、国際基準もなし、EU で基準があるという品目でございませう。

17 剤目、「ダイアジノン」でございませう。有機リン系の殺虫剤でございませう。動物用医薬品としても外国では登録があるようでございませう。日本では農薬として登録がございませうして、かんしょ、ばれいしょ、キャベツ等に登録がございませう。日本では動物用医薬品では承認はございませうせん。JMPR の ADI が 0.005 mg/kg 体重/day、JECFA では評価していません。JMPR の評価だけです。それから、国際基準がアーモンド、ブラックベリー等に設けられておられます。5か国地域いずれでも基準があるという品目でございませう。

18 剤目、「フルアズロン」でございませう。ダニ駆除剤として日本でも登録承認されているものでございませう。JECFA では ADI が 0.04 mg/kg 体重/day と評価されておられますして、国際基準では牛が適用動物になっています。諸外国でも EU、オーストラリアで牛に対して残留基準が設けられているというものでございませう。

19 剤目、「ハロフジノン」でございませう。寄生虫駆除剤・抗原虫薬・合成抗菌薬等の用途で使われるものでございませう。日本では動物用医薬品としては承認されておられますせんが、飼料添加物として鶏を対象に指定されています。JECFA で毒性評価なし、国際基準もなし、諸外国では鶏、牛に基準がそれぞれございませう。

最後 20 剤目、「ラサロシド」でございます。抗生物質、ポリエーテル系抗生物質でございます。日本では動物用医薬品では承認されておりませんが、飼料添加物として指定されておりまして、牛、鶏のエサに使われるという形になっております。JECFA では毒性評価なし、国際基準もなし、5 か国地域いずれでも牛なり鶏に基準があるという品目でございます。

今回全て暫定基準の見直しで初めての評価依頼ですので、2 回目の評価依頼の別添 2 の方はございません。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問を頂く前に、農林水産省の池田畜水産安全管理課長から農薬 2 品目について説明をお願いいたします。

○池田畜水産安全管理課長 ありがとうございます。農林水産省の畜水産安全管理課長の池田でございます。

本日は私どもから評価をお願いいたしますのは、農薬の「ジクワット」、「ピリミホスメチル」でございまして、ただ今厚生労働省さんの御説明にありました 8 番目と 10 番目の剤でございます。資料 1－6 でございます。失礼いたしました。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づきまして、飼料中の農薬の残留について暫定基準を定めております。今般評価に必要な資料が整いましたので、食品健康影響評価をお願いをする次第でございます。

「ジクワット」につきましては先ほど剤につきまして御説明ありましたが、飼料といたしましては穀類あるいは牧草ということを対象にいたしまして現在暫定基準を設定してございます。一方、「ピリミホスメチル」でございしますが、こちらにつきましても穀類を対象に暫定基準を設定をしてございます。

以上です。

○熊谷委員長 それでは、ただ今の一連の御説明の内容につきまして御意見・御質問ありましたらお願いします。

○村田委員 資料 1－5 の「ジクロロプロップ」というのがございますが、7 枚目ぐらいでしょうか。これは用途除草剤と書いてあるのですけれども、その後読むと、オーキシン活性、これはいいのですけれども、果実の離層形成を遅らせて効果を示すと書いてあるのですが、なんか除草剤で果実の形成を遅らせて効果というのは変な気もするのですけれども、よろしいのでしょうか。

○森口基準審査課長 今ちょっと調べております。ちょっとお待ちください。

○熊谷委員長 それでは、ほかにその間に御質問ありますか。

○森口基準審査課長 すみません、ちょっと農薬抄録を持ってきてないのですが、オーキシンの作用として、受粉後子房が成長してくるわけですが、人為的にオーキシン作用を与えることによって受粉胚発生なしに果実を作らせるということが出来ますので、そういうことで除草効果が出る可能性はあるかなと思うのですが。

○村田委員 除草活性があるのだけれども、オーキシンがあるので除草活性があるのでしょうか、それをなんか除草剤としてではなく違う用途に用いているのかなと、そういうふうに読めたのですが、そういうことではないのですか。

○森口基準審査課長 すみません、やはりこの用途の除草剤は誤りで、植物成長調整剤の目的のようです。すみませんでした。

○村田委員 ありがとうございます。

○熊谷委員長 よろしいですか。

ほかに御意見・御質問。

資料1-6の飼料ですね、エサの方なのですけれども、これ給与量が多い飼料原料というのはここに記載してある穀類とそれから牧草というふうに記載があるのですけれども、家畜は馬も含まれるのでしょうか。牛。提出資料に牛、ヤギ、鶏とありますので、多分これらの家畜なのだろうと思いますけれども。

○池田畜水産安全管理課長 飼料安全法上は馬は対象になってないです。

○熊谷委員長 なるほど。そうか、それで給与量が多い飼料原料はここに記載があるものになると、そういう理解でよろしいですね。

○池田畜水産安全管理課長 ええ、そういうふうに御理解していただいてよろしいかと思いますが。

○熊谷委員長 分かりました。

ほかに御質問。

それでは、農薬16品目につきましては農薬専門調査会において審議することとし、農薬及び動物用医薬品1品目についてはまず先に農薬専門調査会で審議を行った後に、堂宇物用医薬品専門調査会で審議することとします。また、動物用医薬品1品目につきましては、動物用医薬品専門調査会において、動物用医薬品及び飼料添加物2品目については、肥料・飼料等専門調査会において審議することとします。

続きまして、遺伝子組換え食品等 1 品目の食品健康影響評価の取下げについてです。森口課長から説明をお願いします。

○森口基準審査課長 それでは、説明させていただきます。資料 1－7 をお手元に用意をお願いいたします。

今回昨年 7 月 11 日付で評価をお願いしておりました、下にあります「アミロペクチンジャガイモ AM04-1020 系統」でございますけれども、事業者の方から日本での開発をしないということで安全性申請の取下げ願いが出ましたので、その評価申請を取り下げさせていただくものでございます。本来でんぷんからアミロペクチンがたくさんできるようなそういった組換え体であったのですけれども、アミロペクチンというのは水溶性が高いことで加工でんぷんの原料としてそういう特殊な用途のものでございますけれども、米国本社の市場戦略として日本ではそういった開発は行わないということで、私どもの方に 3 月 4 日付で取下げ願いがございましたので 3 月 13 日付で食品安全委員会の方に食品健康影響評価の取下げを出させたいいただいたものでございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 続きまして、農林水産省の池田課長から説明をお願いいたします。

○池田畜水産安全管理課長 ただ今の厚労省さんから御説明ございました「アミロペクチンジャガイモの AM04-1020 系統」でございますが、これにつきまして私どもも昨年の 7 月 11 日付で食品健康影響評価をお願いをしておったわけでございますが、申請者の方から確認を取り下げるという申し出がございましたので、本日その取下げということでお願いに参ったわけでありませう。

以上です。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容につきまして御意見・御質問ありましたらお願いします。村田委員。

○村田委員 取下げなのでそれ自体は全体問題ないのですけれども、例えばこれで作ったアミロペクチンが輸入されたような場合にはどのようなようになるのでしょうか。

○森口基準審査課長 それは未確認のものということで違反になりますので、そういうことがないように監視しないとイケない。

○池田畜水産安全管理課長 申請者の方に聞きまして、現在のところの申請者の考え方としては、今栽培している圃場のジャガイモですね、それから研究室にある遺伝資源含めて廃棄するというふうに聞いております。

○村田委員 それは日本でということでしょうか。

○池田畜水産安全管理課長 これは開発をしているのは欧州でございますので、そちらの方の圃場のジャガイモを廃棄し、また研究室の方のも一応廃棄するのだというふうに現時点では伺っております。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問。

これ飼料にも加工でんぷんというのは、これだけじゃなくいろいろな使われているのですか。これはもちろん使わないのですけれども。飼料の場合もこのアミロペクチンジャガイモというのは、まさかこのジャガイモそのものを食べさせる用途じゃなかったと思うのですが。

○池田畜水産安全管理課長 ジャガイモをそのまま食べさせるというよりも、ジャガイモを加工したそのものを与えるということです。今回食品で使ったものの残渣をどこにするかというのがありますけれども、いずれにしてもジャガイモそのものではございません。

○熊谷委員長 どうもありがとうございました。

ほかにありませんか。

それでは、平成 24 年 7 月 11 日付で厚生労働大臣及び農林水産大臣から食品健康影響評価要請がありました本品目につきましては取り下げられたものと認め、現在実施中の調査審議は中止するというにいたします。

森口課長、池田課長、ありがとうございました。

(説明者 退室)

## (2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に入ります。「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。まず、担当の三森委員から説明をお願いいたします。

○三森委員 それでは、概要について御説明申し上げます。資料 2 の 3 ページをお開けください。

3 ページに要約が載っておりますので、それに沿って概要を御説明いたします。

本製剤は牛ヘルペスウイルス 1、牛ウイルス性下痢ウイルス 1 及び 2、牛パラインフルエンザウイルス 3、牛 RS ウイルス及び牛アデノウイルス（7 型）の各ウイルスの弱毒株を主剤とする生ワクチンで、これらのウイルスによる感染症の予防を効能・効果としております。

牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢－粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛 RS ウイルス感染症

並びに牛アデノウイルス（7型）感染症はいずれも牛などを主要な宿主とする疾病で、人獣共通感染症とはみなされないことから、主剤のウイルス株は人に対して病原性を示せないと考えられました。

また、本製剤の添加物につきましては、本製剤の含有成分として摂取した場合の人への健康影響は無視できると考えられました。

以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおきましては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると考えられると思います。

詳細につきましては事務局から説明をお願いいたします。

○磯部評価課長 それでは、事務局の方から補足の説明をさせていただきます。

今の要約の次の4ページに、今三森委員からお話ございました本剤の概要について記載がございます。

それから、5ページにいていただきまして、開発の経緯をごらんいただくと、本製剤では予防を目的としております感染症の概要について表2にまとめられてございます。これらにつきましてはその表の下に記載ございますが、牛の飼育の現場におきまして経済的損失が大きい疾病になってございます。

本製剤は日本で初めて牛ウイルス性下痢ウイルス2の弱毒株を用いた生ワクチンでございまして、次の6ページになりますけれども、上のところでございます。本製剤は牛ウイルス性下痢ウイルス1と2の両方を含有することで、1回の接種で牛ウイルス下痢ウイルス1及び2の感染に対しまして長期の予防効果が期待でき、さらに複数の疾病に対応できる製剤として開発されたものでございます。

また、同じページの中ほどから次のIIの安全性に係る知見の概要でございますけれども、最初に人に対する安全性ということでございます。本製剤の対象としております感染症は、牛等を主要な宿主とする疾病でございまして、人獣共通感染症とはみなされていないことから、主剤のウイルス株は人に対して病原性を示さないと考えられてございます。

また、添加剤についても食品や食品添加物として使用されているものや、動物用医薬品の添加剤として用いられているものであり、本製剤の含有成分として摂取した場合の健康影響は無視できると考えられてございます。

次の7ページでございますけれども、2としまして牛に対する安全性ですが、（1）では安全性試験が実施されてございます。結果については下の方に記載ございますけれども、接種部位に軽度の腫脹及び硬結が認められたものの、その他接種に起因する影響が見られなかったことから、本製剤の安全性に問題はないと考えられてございます。

次の8ページでございます。（2）として牛における臨床試験でございますが、既承認の製剤を対照群とした臨床試験が実施されてございますけれども、接種14日後までの臨床観察で試験群及び対象群ともに異常は全く見られず、また接種7日後までの接種部位の観察でも硬結等の接種反応は見られなかったということでございます。

また、その下の3でその他としまして、無菌試験や対象動物を用いた安全性試験などが製剤の規格として設定されていることや、また各ウイルス株で病原性復帰が起こらないことが確認されている旨記載をさせていただいております。

次の9ページに食品健康影響評価がございますけれども、結論につきましては先ほど三森委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましてはよろしければ明日から4月17日までの30日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○熊谷委員長** ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして御意見・御質問がありましたらお願いします。

それでは、本件につきましては意見・情報の募集手続きに入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとしたいと思います。

### (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

**○熊谷委員長** 次の議事に移ります。「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬3品目、遺伝子組換え食品等1品目に関する食品健康影響評価についてです。

まず、農薬3品目のうち「シエノピラフェン」及び「フルニカミド」に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては先月4日の委員会合会におきまして、平成21年10月8日付の委員会決定に基づき、委員会において審議し、必要に応じて評価書を改定することとしていました。

担当の三森委員から説明をお願いします。

**○三森委員** 「シエノピラフェン」、それと「フロニカミド」でございますが、資料3-1と3-2に農薬評価書(案)が提出されております。

本2品目につきましては本委員会でご直接審議していただくためにこの資料を提出させていただいておりますが、提出された試験成績は作物残留試験のみでございます、ADIの変更はございません。

詳しくは事務局の方から説明をお願いいたします。

**○磯部評価課長** それでは、事務局の方から御説明させていただきます。資料3-1、「シエノピラフェン」の第5版でございます。

8ページを見ていただきまして、下の方に7として開発の経緯がございます。本剤はピラゾール系の殺虫剤でございます、今回は、次のページになりますが、はすいもへの適用拡大申請に関しまして基準値設定で要請がなされたものでございます。

また、経緯については4ページの審議の経緯、それから7ページの要約にも追記をさせていただいてございます。

それから、次の10ページにいていただきまして、安全性に係る試験の概要がここからでございますが、少し飛んでいただきまして、26ページに6として作物等残留試験の結果がでございます。今回試験成績の追加ございましたけれども、最大残留値の変更はなかったというものでございます。

また、その下の(2)の推定摂取量につきましても修正をさせていただいてございます。

食品健康影響評価につきましては41ページからでございます。先ほども三森委員からお話ございましたように、暴露評価対象物質あるいはADIの変更もなく、ADIにつきましては前回までの結論と同じもの、すなわち42ページの方になりますが、0.05 mg/kg 体重/日とされてございます。

続きまして、資料3-2でございます。「フロニカミド」の第5版でございます。9ページにいていただきまして、9ページの下のところ7として開発の経緯がでございます。本剤はピリジンカルボキシアミド系の殺虫剤でございまして、今回さといもややまのいもなどへの適用拡大申請に伴う基準値設定の要請がなされたものでございます。

経緯につきましては4ページの審議の経緯、また8ページの要約にも追記をさせていただいてございます。

安全性に係る試験の概要は次の10ページからでございますが、18ページに飛んでいただきまして、6として作物等残留試験の結果でございます。作物残留試験の記載でございます。今回試験成績の追加ございましたが、最大残留値に変更はなかったというものでございます。

また、次のページですね、(3)の推定摂取量につきましては修正をさせていただいてございません。

食品健康影響評価につきましては35ページからでございます。今回の経緯など記載をさせていただいてございますが、先ほどもお話ございましたように、暴露評価対象物質あるいはADIの変更もなく、ADIにつきましては前回までの結論と同じもの、すなわち36ページにございますが、0.073 mg/kg 体重/日とされてございます。

以上の2品目につきましては国民からの意見・情報の募集手続きを経ることなく、関係機関に評価結果を通知したいと思っております。

以上でございます。

**○熊谷委員長** それでは、ただ今の説明の内容、それから記載事項につきまして御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

内容の話ではないのですけれども、エストラジオールというのは両評価書に出てくるのですけれども、これは17βとαと別に区別しないで記載せざるを得ない事情があるのでしょうか、ということなのですが。内容には関わらないで、結論は私は異存はないと思います。

**○山添委員** 多分通常の場合は17βで表記していると、の場合を書いてないからそういうのがある。



○熊谷委員長 書いてない場合はそういう理解、ではここは 17β と理解するという。活性が強いやつですね。

ほかに御質問、あるいは記載事項についてありましたらお願いします。

それでは、本2品目につきましては意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定いたしました評価結果と同じ結論、すなわち「シエノピラフェン」の1日摂取許容量を 0.05 mg/kg 体重/日と設定する。それから、「フロミカミド」の1日摂取許容量を 0.073 mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、続きまして、残りの農薬1品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては専門調査会における審議が終了しております。それでは、事務局から説明をお願いします。

○磯部評価課長 それでは、資料3-3、「アラクロール」の第2版につきまして御説明をさせていただきます。

最初に5ページをごらんいただきたいと思います。審議の経緯の記載がございます。今回飼料の残留基準値設定と、それからえだまめやブロッコリーへの適用拡大申請に伴う評価要請がございました。この点を第2版関係の経緯として追記をさせていただいております。また、9ページの要約と10ページの開発の経緯にも今回の経緯を記載させていただいております。

安全性に係る試験の概要が11ページからになります。14ページ、追記した部分で申し上げますと、14ページの一番上の表3ですね、表3の全血のAUCのデータとそれから血漿中薬物動態学的パラメータ、この部分を追記させていただいております。

今回追加の提出された試験は大きく2種類ございまして、1つが残留試験の関係でございます。それからもう1つは代謝物[48]ナトリウム塩を用いた各種試験成績というものでございます。代謝物[48]と言いますのが資料で申し上げますと68ページ。66ページから別紙1で代謝物/分解物を略称で書いてございますが、68ページの一番上のところに3級スルホン酸と略称書いてございますが、このものの関係の試験成績が出ているものでございます。

まとめて御説明をさせていただきたいと思います。残留試験の関係でございますが、27ページから作物等残留試験成績の記載がございます。作物残留試験につきまして最大残留値の変更はなかったということでございます。

それから、同じ27ページの下の方ですが、(2)としまして乳汁移行試験、それからその次のページの28ページの(3)としまして、畜産物残留試験の結果を新たに追記をさせていただいております。乳汁移行試験におきましては乳汁中の「アラクロール」は検出限界未満という結果でございました。また、畜産物残留試験におきましては①のブタ、ブロイラー及び採卵鶏の試験では

20 ppm 投与群のブロイラーの脂肪で 0.03  $\mu\text{g}/\text{g}$  検出されたほかは定量限界未満という結果でございました。

また、同じ 28 ページの畜産物残留試験の②の乳牛及び家禽の試験結果につきましては、別紙 4 ということで 75 ページにまとめてございますので、ごらんいただければと思います。

続きまして、代謝物[48]ナトリウム塩の関係でございます。少しお戻りいただきまして、19 ページいつていただきたいと思ひます。19 ページの(6)でラットの動物体内運命試験が記載されてございます。これにつきましては代謝物[48]ナトリウム塩の代謝の試験でございます。これをごらんいただきますと、経口投与されました代謝物[48]ナトリウム塩につきましてはほとんど吸収及び代謝もされず速やかに排泄されることが示されてございます。

続いて 30 ページにいつていただきまして、30 ページの表 10 で急性毒性試験の結果、原体の方をまとめておりますが、その下のところに代謝物[48]ナトリウム塩の  $\text{LD}_{50}$  の記載がございまして、6,000  $\text{mg}/\text{kg}$  体重よりも高いという結果でございました。

また、32 ページにいつていただきまして、(5)としまして亜急性毒性試験の結果を追記をさせていただいております。一般状態の悪化等が認められているという結果でございます。

次 40 ページにいつていただきまして、40 ページの(4)としまして、発生毒性試験ラットの結果が記載されてございます。代謝物[48]ナトリウム塩の投与によりまして催奇形性は認められていないという結果でございます。

続きまして、43 ページ、遺伝毒性試験の関係でございますが、ちょうどその中ほどに代謝物[48]と書いてございます。これに関して小核試験の追加がございまして、結果は陰性でございました。

また、59 ページにいつていただきまして、一番上のところでございまして、代謝物[48]ナトリウム塩の嗅部とそれから腺胃における細胞増殖に対する影響について追記されてございます。鼻中隔及び鼻甲介におきまして細胞増殖の充進は認められていないと。また、胃の底腺頸部において染色細胞数の著しい増加は認められましたが、底腺底部の染色細胞数及び粘膜の厚さに著しい変化は認められていないという結果でございました。

食品健康影響評価につきましては 61 ページからになります。今回の経緯や家畜残留試験の結果等を追記をさせていただいております。

ADI につきましては次の 62 ページに記載がございまして、ADI の変更はなく、また ADI につきましては前回までの結論と同じもの、すなわち 0.01  $\text{mg}/\text{kg}$  体重/日とされてございます。本件につきましては国民からの意見・情報の募集手続きを経ることなく、関係機関に評価結果を通知したいと思っております。

以上でございます。

**○熊谷委員長** ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきましては、御意見・御質問がありましたらお願いします。

それでは、本品目につきましては意見・情報の募集は行わないこととし、農薬専門調査会におけ

るものと同じ結論、すなわち「アラクロール」の1日摂取許容量を0.01 mg/kg体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 続きまして、遺伝子組換え食品等1品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては専門調査会における審議が終了しております。まず、担当の山添委員から説明をお願いいたします。

○山添委員 それでは、資料3-4の2ページをごらんください。要約のページでございます。本トウモロコシ掛け合わせ品種について申請者提出の資料を用いて専門調査会で健康影響評価が審査されております。

本品種は害虫抵抗性、除草剤耐性の形質が付与された6系統を親系統として従来手法で掛け合わせて得られた品種です。遺伝的分離によりまして、本品種から収穫される種子には合計、数多いのですが、57品種から収穫される種子と同じものが含まれていることとなりますが、22品種については既に安全性評価が終了していますので、それ以外の35品種の評価を同時に行うというものであります。

掛け合わせる前の親の系統についてはそれぞれ安全性評価は終了しております。いずれも人の健康を損なうおそれはないというふうに判断されております。

本トウモロコシ食品健康影響評価では、挿入された遺伝子によって産生されるタンパク質は本来植物の代謝経路に影響を及ぼさない、お互いに影響し合わない、そして掛け合わせる品種は亜種レベル以上の交配ではないということ、それから摂取量・食用部位・加工法等に変更はないということを確認しております。

したがって、遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方にに基づき、改めて安全上の確認を必要とするものではないというふうに判断されております。

以上でございます。

詳細につきましては事務局の方から説明をお願いします。

○磯部評価課長 それでは、補足の説明をさせていただきたいと思っております。今の資料3-4の補足の部分はそれほどございませんけれども、5ページをごらんいただきたいと思っております。5ページの食品健康影響評価のところをごらんいただきたいと思っております。1といたしまして、本件につきましては害虫抵抗性、除草剤耐性の形質が付与されている品種の掛け合わせということでございます。

(1)としましてBtタンパク質についての記載をさせていただいてございます。いずれも殺虫以外の機能を有することは知られておりませんで、これらのタンパク質が酵素活性を持つことはないと考えられ、また植物の代謝経路に影響を及ぼすことはないと考えられてございます。

(2)としまして、PATタンパク質でございますが、これはグルホシネートをアセチル化する酵

素でございますが、その作用機作は独立しておりまして、植物の代謝経路に影響を及ぼすことはないと考えられてございます。

また、(3)としまして、PMI タンパク質、これにつきましてはマンノース-6-リン酸とフルクトース-6-リン酸を可逆的に相互変換する酵素タンパク質でございますが、その反応は特異的で、他の天然基質は知られていないということでございます。

また、次の6ページにいていただきまして、(4)の改変 EPSPS タンパク質でございます。これについては除草剤グリホサート耐性を付与するものでございますが、特異的に反応することが知られてございまして、植物の代謝経路に影響を及ぼすことはないと考えられてございます。

結論につきましては先ほど山添委員の方からお話があったとおりでございます。

本件につきましてはパブリックコメントの手続きを行わず、評価結果を関係機関に通知したいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきまして意見・情報の募集は行わないこととし、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した、ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

#### (4) 食品安全委員会専門調査会運営規程等の一部改正について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に入ります。「食品安全委員会専門調査会運営規程等の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

○井原総務課長 それでは、資料4に基づきまして、全部で3件ほどの委員会決定の改正事項がありますけれども、私の方からは、食品安全委員会専門調査会運営規程の改正について御説明をいたします。

まず、今回のこの運営規程の改正の趣旨でございますけれども、平成25年度事務局組織の再編を予定しております。その関係で組織規定もろもろありますけれども、その見直しを進めている中で、今回の運営規程につきましてはその事務局組織とは直接は関係いたしませんけれども、この改正概要のところがございますように、これまでの専門調査会の調査審議の実態を踏まえまして所掌事務に係る規定の見直しを行うものでございます。

具体的な見直しの内容でございますが、1ページ目の別添1、左側が改正案で右側が現行のもの

でございます。まず、動物用医薬品専門調査会のところでございますが、ここについては動物用医薬品としか現行書いてありませんので、実態として医薬部外品、医療機器等を追加するものでございます。

それから、器具・容器包装専門調査会については、これは記載の見直し。

それから、微生物・ウイルス専門調査会につきましては、微生物・ウイルス、寄生虫という形で調査審議対象を明確化したというものでございます。

かび毒・自然毒等専門調査会については、これは記載の見直し。

それから、新開発食品専門調査会におきましては特定保健用食品の調査審議の比重が高まっておりますので、その部分を明確化したものでございます。

肥料・飼料等専門調査会についてはこれは記載の見直しでございます。

この決定につきましては御了承していただければ4月1日からの施行を予定しております。

以上でございます。

**○新本情報・緊急時対応課長** 引き続き2件目の一部改正の案について御説明をいたします。別添2をお願いしたいと思います。

これは食中毒等による緊急事態の対応手順を定めました食品安全委員会の緊急時対応マニュアルであります緊急時対応実施指針の改正についてでございます。これは政府全体の緊急時対応マニュアルについて消費者庁の設置等に伴う改正がなされたこと等を受けて改正するものでございます。

まず恐縮ですが、飛んで60ページをごらんいただきたいと思います。政府全体の緊急マニュアルの改正の経緯ということでございますけれども、21年9月に消費者庁が設置されてございますが、それ以降消費者庁において緊急時の司令塔機能を消費者庁が担うこととなってございますけれども、こういった政府全体の関係要綱等につきましては昨年来順次改正がなされてございます。この資料の右下になりますけれども、緊急時対応マニュアルとありまして、1つは消費者安全の云々とございますけれども、関係府省庁の緊急時対応基本要綱が昨年9月に、同じ日に消費者安全情報総括官制度について関係省庁で申合せがされてございます。

それに引き続きまして、左下の方になりますけれども、危害要因別マニュアルといたしまして、このたび食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱が改正されてございます。3月18日、今日付で関係府省で申合せということでございますけれども。これにつきましては61ページ以降にその新旧対照を載せてございます。これは同じく消費者庁の設置に伴う改正となってございまして、今後この新しい実施要綱に基づきまして関係府省庁が役割分担を踏まえて迅速かつ適切な対応を行うとともに、相互に連携をとりながら政府全体として対応を行うこととしてございます。

以上のように政府全体の緊急時対応マニュアルの見直しが全て完了いたしましたので、このたび食品安全委員会の緊急時対応マニュアルを改正しようというものでございます。

少し戻っていただきまして、59ページをごらんいただきたいと思います。この資料の中ほどの参考のところ、これまでの経緯のところをごらんいただきたいと思いますが、食品安全委員会の緊急時対応マニュアルと位置付けられております指針の作成につきましては、平成16年にま

ず基本方針が、翌 17 年に食中毒等の緊急実施指針が委員会決定されてございます。その後 21 年 9 月の消費者庁の設置に伴いまして、この 2 つの指針については簡潔にするという観点で 1 つにまとめた形のマニュアルの案をこの緊急時等対応専門調査会において議論して案が取りまとめられてございました。その後政府全体の緊急時マニュアルの決定がちょっと時間かかりましたけれども、その間何度か必要に応じて専門調査会でこの案につきましては検討をしてございまして、昨年 12 月の企画等専門調査会におきましてもさらに確認の検討がされてございます。今回、先ほど御説明いたしました関係府省の食中毒等緊急対応実施要綱の改正も踏まえた形での改正案をまとめたというものでございます。

資料の前に戻っていただきまして、5 ページでございます。5 ページの別添 2 をごらんいただきたいと思っております。これは新旧対照表になってございますけれども、右の方は 17 年に委員会決定されたもので、最終改正が平成 20 年 11 月となっておりますけれども、食品安全委員会の食中毒等緊急時対応実施指針でございます。

左が改正案ということで、新たな食品安全委員会のマニュアルとなるものでございます。名称は食品安全委員会緊急時対応指針という形にしております。今回の改正によりまして、平成 16 年に委員会決定されました食品安全委員会の緊急時対応基本指針を廃止することとしてございまして、その内容の必要な事項は今回の緊急時対応指針に移行しているものでございます。

概略御説明させていただきますと、この左側、新しい改正案でございますけれども、この 1 ページ、通しページで 5 ページでございますけれども、ここには指針の位置付けが記載されておりまして、食品安全委員会における対応手順を定めるというものでございます。

以降、6 ページ以降に緊急事態の定義なり基本方針ということが記載されてございますけれども、これも従前の指針を移行させたという形になっているものでございます。

かいつまんで説明いたしますと、通しページの 7 ページ以降は平時からの対応ということで、連絡体制の確立などが記載されているものでございます。

それから、飛びまして 11 ページ以降は緊急時の初動対応ということで、その際の対応が規定されているものでございます。

それから、15 ページ以降が緊急時の対策等の実施ということでございますが、15 ページの右側の方に緊急対策本部等の事務がございまして、これにつきましては消費者庁が司令塔機能の役割を担うということで、従前食品安全委員会が担っていたものについては消費者庁が担当するというものでございますので、食品安全委員会のマニュアルからはこれらの記載については削除する形になってございます。

それから、16 ページからはその対策としての具体的な情報収集等の規定が入っているものでございます。

以上のように消費者庁の設置に伴う改正を中心とした見直しとなっているものでございます。

これらの改正につきましては政府全体の緊急時対応マニュアルの改正を受けたものでございますので、本日この改正が決定されれば即実行ということになるものでございます。

続きまして、資料 33 ページをごらんいただきたいと思うのですが、この食品安全委員会

の指針につきましても先ほどお話がありましたような、食品安全委員会事務局の再編の関係で改正が必要となるものでございます。そういったことで新しい事務局体制に対応した新たな担当課名に改正をする必要があります。ということで別添3はそれを整理したものでございます。担当課名の変更ということでございますので、仔細の説明は省略させていただきますけれども、こちらの方の施行につきましては組織再編の施行日からということで、そういうものでございます。

以上がこの緊急時対応の関係の食品安全委員会の指針の改正の案の説明でございます。

続きまして、3件目の改正事項ということで、通しページの75ページ、別添4をごらんいただきたいと思えます。

これは食品安全委員会の調査事業、研究事業の中長期的な計画の案の策定と、各年度の課題案の選定等を行う調査・研究企画調整会議につきまして、その調査審議を効率的に行うために、現行あります研究運営部会と調査選定部会を廃止いたしまして、会議名を調査・研究企画会議とするものでございます。

次のページ以降、通しページ76ページ以降に調査審議事項の新旧を記載してございます。これまでは調査と研究の対象課題の案の選定などにつきましては調査選定部会と研究運営部会が審議した結果を会議で調整するという体系でございましたけれども、これらの部会を廃止いたしまして企画会議の方で審議するということとしてございます。

なお、通しページの77ページのところでございますけれども、3の(2)にございますけれども、新たな項といたしまして、企画会議には座長が必要に応じて構成員以外の専門家の出席を求めることができる規定を追加してございます。

なお、今回の改正につきましては新年度からの施行ということで、本年4月1日施行というものの案にしているものでございます。

これらの案件についての改正内容の説明は以上でございます。

**○熊谷委員長** ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

私のほうから少し質問をさせていただきたいのですが、まず、最初のこの資料4の3ページの改正案のところで、動物用医薬品専門調査会のところで、動物用医療機器が新たに加わっていますけれども、これは何か具体例があつてのことなのでしょうか。

**○井原総務課長** 具体的な事例があるというわけではなく、規定上こういったものについての規格基準を改正しようとする際の委員会への必須諮問事項に入っておりますので、その点を明確化したということでございます。

**○熊谷委員長** はい、分かりました。

それから、食品安全委員会緊急時対応指針、これはほかの関連省庁等のすり合わせを経たものと理解してよろしいですか。

○**新本情報・緊急時対応課長** はい、大きくは政府全体の緊急時対応マニュアルが関係省庁で調整されてございまして、それを受けて食品安全委員会の規定を整備するというところでございまして、そこについては他省庁と調整済みという内容になっているものでございます。

○**熊谷委員長** そうすると、この決めの指針なり何らかの規則はこれに対応するものはほかの関連省庁ももう既に備えているという理解でよろしいですか。

○**新本情報・緊急時対応課長** 食中毒等の関係府省の改正の見直しが消費者庁の方でちょうど今日付で施行ということでございまして、それを受けて順次各省とも必要な見直しをするというふうに聞いてございます。それらの点については情報共有をしたいというふうに考えてございます。

○**熊谷委員長** そうすると、きょう施行ということだと、それに合わせてこれをというわけではないわけですね。それを見てこれをというわけではなくて。

○**新本情報・緊急時対応課長** 政府全体のマニュアルにつきましては案の段階から消費者庁と調整をしておりますので、その辺はそれを踏まえた形で、きょう委員会としての対応手順の案という形で決定いただきたいということでございまして、そこは事前に政府全体の流れにつきましては確認をした上での案となっているものでございます。

○**熊谷委員長** つまり、緊急時に対応すべき具体的な作業と言いますか、行動というのは整合性がとれていて、重複して混乱することがないように事前に十分打合せを行ったという、そういう理解でしょうか。

○**新本情報・緊急時対応課長** 政府全体の役割分担につきましてはこの資料の 61 ページ以降の食中毒等の関係府省の実施要項の中で各省庁が何をやるか、あるいは連絡をどうするかというようなことを規定してございまして、規定上はこの要綱によりまして役割分担を明確にしているところでございます。

委員長おっしゃいましたように、実際に緊急時にきちんとワークするかどうかにつきましては、食品安全委員会のこの指針にもありますけれども、訓練によりまして確認するというところで、以前この委員会でもお話しいたしましたけれども、次年度の食品安全委員会の訓練に当たりましてはそれのベースとなる政府全体のその訓練全体計画を消費者庁で策定すると。それを踏まえて食品安全委員会等でそれでやるという形で連携をとってやるということでございまして、その過程で改めてそごがないか等の確認がされるというふうに理解してございます。

○**熊谷委員長** 大変よく分かりました。



ほかに御意見・御質問ありますか。

それでは、資料4のとおり、食品安全委員会専門調査会運営規程等の一部改正を行ってよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(5) その他

○熊谷委員長 ほかに議事ありますか。

○井原総務課長 特にございません。

○熊谷委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合につきましては来週3月25日月曜14時から、こちらの大会議室ではなく中会議室での開催を予定しております。

また、本日16時から「かび毒・自然毒等専門調査会」が公開で、あす火曜日14時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で、21日木曜10時から「器具・容器包装専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、「第467回食品安全委員会会合」を閉会します。

どうもありがとうございました。